（保全対策官）

第百四十六条　河川国道事務所等を通じて保全対策官百八十五人以内を置く。

2　（略）

（占用調整管理官）

第百四十六条の二　河川国道事務所等を通じて占用調整管理官十六人以内を置く。

2　占用調整管理官は、命を受けて、河川国道事務所等の所掌事務に関する河川及び道路の占用、利用及び保全並びに沿道区域に関する事務のうち特定事項に関する事務をつかさどる。

（補償調整官）

第百四十八条の五　港湾事務所等を通じて補償調整官四十二人以内を置く。

2　（略）

附　則

（建設専門官の設置期間の特例）

第十六条　第百三十六条の建設専門官のうち三人は、平成三十二年三月三十一日まで置かれるものとする。

2　第百三十六条の建設専門官（前項に規定するものを除く。）のうち二十四人は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

3　第百三十六条の建設専門官（前二項に規定するものを除く。）のうち一人は、平成三十四年三月三十一日まで置かれるものとする。

4　第百三十六条の建設専門官（前三項に規定するものを除く。）のうち一人は、平成三十五年三月三十一日まで置かれるものとする。

5　第百三十六条の建設専門官のうち（前四項に規定するものを除く。）のうち三人は、平成三十六年三月三十一日まで置かれるものとする。

（用地官の設置期間の特例）

第十七条　第百三十九条の用地官のうち六人は、平成三十二年三月三十一日まで置かれるものとする。

（削る）

（用地対策官の設置期間の特例）

第十七条の二　（略）

2　第百四十三条の用地対策官（前項に規定するものを除く。）のうち、一人は平成三十五年三月三十一日まで置かれるものとする。

（事業対策官の設置期間の特例）

第十七条の三　第百四十五条の事業対策官のうち一人は、平成三十六年三月三十一日まで置かれるものとする。

（地域防災調整官の設置期間の特例）

第十七条の四　第百四十五条の三の地域防災調整官のうち一人は、平成三十六年三月三十一日まで置かれるものとする。

（高梁川・小田川緊急治水対策河川事務所の設置期間の特例）

第二十条　中国地方整備局高梁川・小田川緊急治水対策河川事務所は、平成三十六年三月三十一日まで置かれるものとする。

（保全対策官）

第百四十六条　河川国道事務所等を通じて保全対策官百八十人以内を置く。

2　（略）

（新設）

（補償調整官）

第百四十八条の五　港湾事務所等を通じて補償調整官四十一人以内を置く。

2　（略）

附　則

（建設専門官の設置期間の特例）

第十六条　第百三十六条の建設専門官のうち二人は、平成三十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

2　第百三十六条の建設専門官（前項に規定するものを除く。）のうち三人は、平成三十二年三月三十一日まで置かれるものとする。

3　第百三十六条の建設専門官（前二項に規定するものを除く。）のうち二十四人は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

4　第百三十六条の建設専門官（前三項に規定するものを除く。）のうち一人は、平成三十四年三月三十一日まで置かれるものとする。

5　第百三十六条の建設専門官のうち（前四項に規定するものを除く。）のうち一人は、平成三十五年三月三十一日まで置かれるものとする。

（用地官の設置期間の特例）

第十七条　第百三十九条の用地官のうち四人は、平成三十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

2　第百三十九条の用地官（前項に規定するものを除く。）のうち、五人は平成三十二年三月三十一日まで置かれるものとする。

（用地対策官の設置期間の特例）

第十七条の二　（略）

（新設）

（新設）

（新設）